

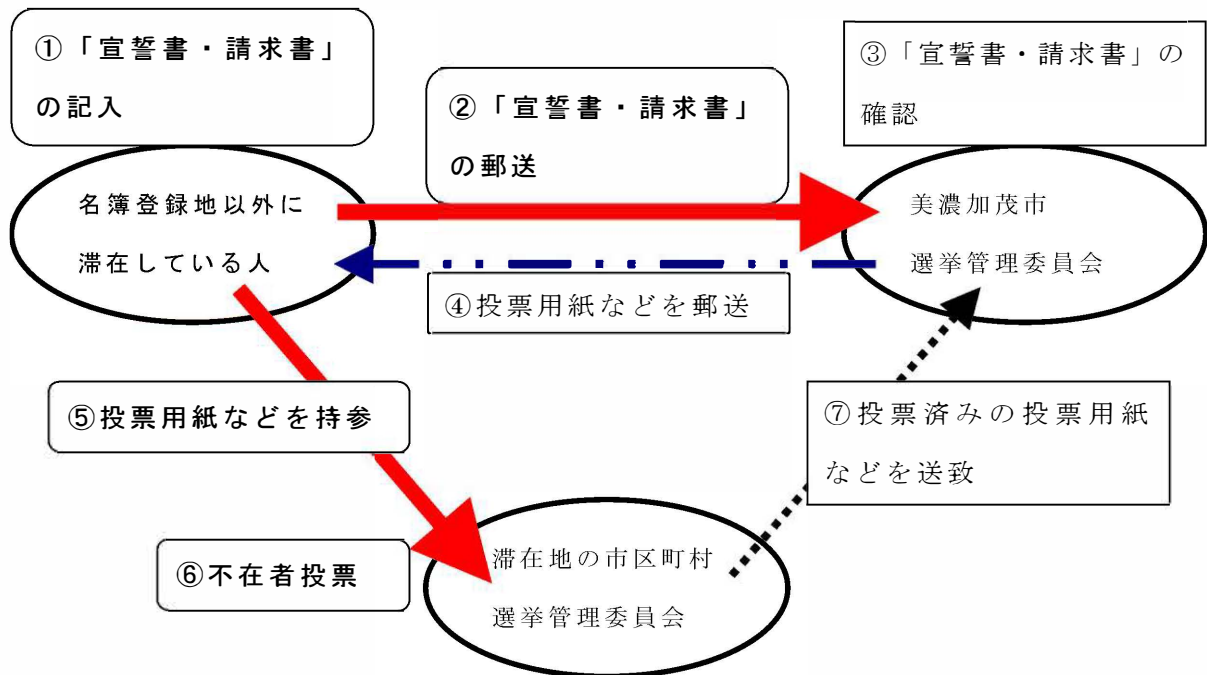
名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外（遠隔地）に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

美濃加茂市の選挙人名簿に登録されている人は、添付の PDF「宣誓書・請求書（不在者投票）」をプリントアウトし、必要事項を記入して、美濃加茂市選挙管理委員会に郵送してください。

美濃加茂市選挙管理委員会から、滞在地に投票用紙等を郵送します。

滞在地で受け取った投票用紙などを持参して、滞在先の選挙管理委員会に出向き不在者投票を行ってください。



投票用紙などの交付は、郵送で行いますので、あらかじめ余裕をもってご請求ください。

詳しくは、美濃加茂市選挙管理委員会にお問合せください。

美濃加茂市選挙管理委員会

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431番地1
0574-25-2111（内線273）